

取扱注意

航海スタディガイド

コールサイン

信号規則

海上自衛隊幹部候補生学校

取扱注意

班	番号	氏名

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 視覚信号用コールサイン

海上自衛隊達 74号( ) から施行)

海上自衛隊視覚信号用コールサイン書

### 1 総 則

#### (1) 目 的 (第1条)

本書は海上自衛隊において視覚信号に使用するコールサインを定めることを目的とする。

#### (2) 視覚信号の意義 (第2条)

本書において視覚信号とは、旗流信号・発光信号・発音信号・手旗信号及びセマホフ信号をいう。

#### (3) 使用範圍 (第3条)

本書に規定するコールサインは、旗流信号において、指呼及び本文中に使用するものとする。

2 本書に規定するコールサインは、旗流信号を除く視覚信号において指呼及び名あてに使用するものとし、かつ本文を信号符字により構成するときは、本文中においても使用することができる。

#### (4) 海上部隊名による一括コールサイン (第4条)

本書に規定する海上部隊名による一括コールサインは、所在の艦船のみについて適用し当該部隊の艦長の各指揮官を示すものとする。

(例) 第10護衛隊が、「ゆうだち」・「むらさめ」・「はるさめ」で編成され、「むらさめ」(司令護衛艦ではないとする)が不在の場合、第10護衛隊(DD1V p1 p<sup>艦</sup>)のコールサインは、第10護衛隊司令「ゆうだち」艦長、及び「はるさめ」艦長を意味する。

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

## 2 通 則

### (1) 数字の区別

#### ア 数字の区別(第6条)

本書に規定するコールサインに使用する数字は、旗流信号においては第19条及び第27条において特に数字方旗と規定するものを除きすべて数字ペナントとする。

記録するときは常に p1 p2 p3 等と書くものとする。

### (2) 表示符

#### ア 表示符(第8条)

本書においてコールサインを構成するため次の各号に示す表示符を定める。

- (ア) 部 隊 表 示 符
- (イ) 艦 種 表 示 符
- (ロ) 短 艇 表 示 符
- (ハ) 航 空 機 表 示 符
- (ニ) 陸 上 信 号 所 表 示 符

#### イ 部隊表示符(第9条)

部隊表示符は FLOT, SQUAD, DIV 及び SUBDIV の1種とし、海上自衛隊において次の意味とする。

- (ア) F L O T ..... 隊 群
- (イ) S Q U A D ..... 連 隊
- (ロ) D I V ..... 隊
- (ハ) S U B D I V ..... 小 隊

#### ウ 艦種表示符(第10条)

艦種表示符はアルファベット1字とし、海上自衛隊の艦船について次

# HP『海軍砲術学校』公開資料

のように定める。

護 衛 艦 (練習艦隊所属のもの及び <small>←</small> 型を除く) .....	D
護 衛 艦 (練習艦隊所属のもの) .....	E
掃海艦(艇) .....	M
敷設艦(艇) .....	N
潜水艦 .....	S
掃海母艦(艇) .....	M
駆 潜 艇 .....	K
魚 雷 艇 .....	T
輸送艦(艇) .....	L
哨 戒 艇 .....	P
特務艦(艇) .....	A
支 援 船 .....	Y

## 3 海上部隊

### (1) 部隊表示符によるコールサイン

#### ア 部隊表示符 1 旗 (第 12 条)

部隊表示符 1 旗はコールサインとして次の意味とする。

F L O T .....	当隊群
S Q U A D .....	当連隊
D I V .....	当 隊
S U B D I V .....	当小隊

#### イ 艦種表示符 部隊表示符及び数字ペナント (第 13 条)

部隊表示符の前及び後にそれぞれ艦種表示符及び数字ペナントを付し

# HP『海軍砲術学校』公開資料

当該艦種及び当該番号の部隊を示すコールサインとする。

- (例) D FLOT p1 ..... 第1護衛隊群  
K DIV p3 ..... 第3駆潜隊  
P DIV p2 ..... 第2港湾哨戒隊

(7) 前項において当該部隊を構成する艦種が2以上あるときは、当該部隊を主として構成する艦船の艦種表示符を使用するものとする。

- (例) M FLOT p1 ..... 第1掃海隊群

(4) 前各項において、錯誤のおそれがないときは、艦種表示符を省略することができる。

- (例) D DIV p9→DIV p9 ..... 第9護衛隊

## ウ 部隊表示符及びペナント(第14条)

指揮下の部隊表示符の後にペナントを付し当該部隊指揮下の各部隊を示すコールサインとする。

- (例) FLOT p~~0~~ ..... 本職指揮下の各隊群  
DIV p~~0~~ ..... 本職指揮下の各隊

## エ 部隊表示符及び艦種表示符(第15条)

部隊表示符の後に艦種表示符を付し当該部隊の指揮官を示すコールサインとする。

- (例) FLOT D ..... 当護衛隊群司令  
DIV T ..... 当魚雷艇隊司令  
DIV M p3p7 ..... 第37掃海隊司令

## (2) 数字ペナントによるコールサイン

### ア 数字ペナント(第16条)

数字ペナントは、コールサインとして次の意味とする。

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

p <del>∅</del>	( 単独使用のとき )	………	戦術指揮上の直屬上級指揮官
p <del>∅</del>	( 部隊名が後に続くとき )	………	( 当該部隊の ) 指揮官
p <del>∅</del> p <del>∅</del>	… ……	………	本職指揮下の各指揮官
p <del>∅</del> p1	… ……	………	O T C
p1	… ……	………	本職戦術指揮下の各艦船
p2	… ……	………	各艦船
p3	… ……	………	主 隊
p4	… ……	………	当ライン
p5	… ……	………	直 衛
p <sup>9</sup> p <sup>7</sup>	… ……	………	当地方隊所属の艦 ( 艇 )
p <sup>9</sup> p <sup>8</sup>	… ……	………	練習艦隊
p <sup>9</sup> p <sup>9</sup>	… ……	………	護衛艦隊

## イ 数字ペナント及び部隊表示符又は艦種表示符 ( 第 17 条 )

前条に規定する数字ペナントの後に部隊表示符又は艦種表示符を付し、それぞれ当該部隊、当該部隊指揮官又は当該部隊の当該艦種を表すコールサインとする。

( 例 )	p <del>∅</del> p <del>∅</del>	D I V	………	本職指揮下の各隊司令
	p1	M	………	本職戦術指揮下の各掃海艦艇
	p2	S	………	各潜水艦

## ウ ペナント~~∅~~及び数字ペナント等 ( 第 18 条 )

前 2 条に規定する一括コールサインの前にペナント~~∅~~を付し、当該部隊の指揮官を示すコールサインとする。

( 例 )	p <del>∅</del>	p <sup>3</sup> p <sup>2</sup>	………	水陸両用戦部隊指揮官
	p <del>∅</del>	p <sup>5</sup> p <sup>5</sup>	………	護衛部隊指揮官

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 4 各艦船

### (1) 艦種表示符によるコールサイン

#### ア 艦種表示符及び自衛艦の番号(第21条)

艦種表示符の後に自衛艦の番号を示す数字ペナントを付し当該自衛艦を示すコールサインとする。

(例) D p1p0p2 ……ゆきかぜ(番号102)

K p3p0p6 ……つばめ(番号306)

L p2p0p0p6 ……揚陸艇2006号(番号2006)

#### イ 艦船番号並びに艦種表示符の省略(第23条)

第2条に規定するコールサインは錯誤のおそれがないときは、数字ペナントを上位のものから順次省略するものとする。

(例) M p6p1p1 → M p1p1 → M p1

つくみ(番号611)

### (2) 国際信号符字によるコールサイン

#### 国際信号符字(第24条)

艦船は、海上自衛隊以外の船舶又は陸上信号所と視覚通信を行なうときは、特別の協定がある場合のほか、国際信号符字を当該艦船の視覚信号用コールサインとして使用するものとする。

(例) JSTK ……もちづき

JSMM ……みちしお

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 海上自衛隊信号規則

### 1 総 則

#### (1) 目 的 (第 1 条)

この規則は海上自衛隊の信号通信の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (2) 適 用 (第 2 条)

この規則以外の信号に関する規則又は信号書において、特に定められている事項は、その規則又は信号書によるものとする。

#### (3) 隊外との信号 (第 3 条)

海上自衛隊以外の信号所との信号は、国際通信書及び日本船舶信号法による。

#### (4) 信号規律 (第 6 条)

信号交信にあつては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

##### ア 遵守すべき事項

- (ア) 規定の交信法による交信
- (イ) 呼出しに対する即時応答
- (ウ) 規定の交信用略符の使用

##### イ 禁止すべき事項

- (ア) 交信員間の私的な信号
- (イ) 平文の無許可送信
- (ウ) 交信員の氏名の送信
- (エ) 規定の交信用略語又は交信用略符にかわる平文の送信
- (オ) 下品な語、句、文章等の使用



# HP『海軍砲術学校』公開資料

## ウ 避けるべき事項

(ア) 過度の光力、若しくは輝度又は必要以上の光束の使用

(イ) 受信員の能力以上の速度による送信

## (5) 信号の種別及び用具（第7条）

信号の種別及びこれに使用する用具は、次表のとおりとする。

信号の種別		信号用具の標準
旗流信号		信号旗
発光信号	指向性	信号探照灯・種信号灯・携帯信号灯・方向信号灯等
	無指向性	点滅信号灯，1.5〔2〕キロ信号灯等
発音信号		汽笛（サイレンを含む），ラッパ等
水中信号		ソーナー等
手旗信号	セマホア	セマホア用手旗
	和文	和文用手旗
赤外線信号		赤外線通信機
色灯信号		速力信号灯等
火煙信号		火せん，信号炎管，信号弾等
形象信号		黒球，速力標等
布板信号		布板等

## 2 通 則

### (1) 信号文の形式（第19条）

信号文の形式は、基本形式及び省略形式に区分する。ただし、旗流信号の場合を除く。

### (2) 基本形式（第21条）

基本形式は、次表のとおりとする。ただし、指呼のうち必要な送信事項

# HP『海軍砲術学校』公開資料

緩急指定、発令日時、名あて、本文及び終信符のほか必要のないものは省略することができる。

基本形式の表

区分	構成要素	送信順位	送信事項	記事	
冒          頭	指 呼	1	FFFF		
		2	受信機所又はAA		
		3	XMT除外機所名		
		4	DE送信信号所名		
	送 信 指 示	5		F	
				G	
				L	
				T	
	緩 急 指 定	6	緩急指定符		
	発 令 日 時	7	発令日時時刻帯		
	処 理 指 示	8	IXその他文信用略語		
	名 あ て	発信者 着信者 受報者 除外者	9	FM発信者名	
			10	TO着信者名	
			11	INFO受報者名	
12			XMT除外者名		
語 数	13	GR本文語数			
区 切 り	14	BT			
本 文	15				
結     尾	区 切 り	16	BT		
	発 令 時 刻	17	発令時刻時刻帯		
	最 終 指 示	18		B	
				C	
				G	
				AS	
				IMI	
		IX 5秒のダツシュ			
終 信 符	19	K又はAR			

(注)呼出を行なつた場具には、信号文の送信にあつて指呼を省略する。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 省略形式(第<sup>13</sup>12条)

省略形式は、前条基本形式のうち指呼のうち必要な送信事項、本文及び終信符のほか全部又は一部を省略した形式とする。

(4) 交信用略語(第<sup>14</sup>13条)

交信用略語はACP131のQZコードを使用する。

(5) 交信用略符(第<sup>15</sup>14条)

交信用略符《単に略符と略称することができる》は次表のとおりとする。

交信用略符	意味
AA	不明艦所呼出符又は航空機呼出符
AA...	...のあと全部
AB...	...の前全部
AR	終信応答不要符
AS	待て
B	さらに続く
BT	本文符
C	訂正符又は正しい
D	光力を減らせ又はさらに小さい灯火を使用せよ。
DE	送信信号所名前置符
EEEEEEEE	消信符
FFFFまたはF	応答不要符
FM	発信者名前置符
G	復送要求又は復送符
GR	語数表示符
II	区切符 [区切形象]
IMI	再送要求又は再送符
INFO	受報者名前置符《 旋回番号においてはW族を使用する 》
INT	疑問符

# HP『海軍砲術学校』公開資料

I X	発動法符
I X 5秒の長符	発動符
J	確認要求符
K	終信応答要求符
L	中継せよ又は中継した
M	閑送信符
O	特別至急信符
P	至急信符
R	解信符又は普通信符
T	全受信信号所〔指示受信信号所〕へ送信せよ
T O	着信者名前置符
W	貴方の灯火は読みとれない(発光信号のみに使用する)
W A . . .	. . . のあとの語
W B . . .	. . . の前の語
X M T	除外信号所〔除外者〕名前置符 (旗流信号においてはNEG AT旗を使用する)
Y	緊急信符
Z	特別緊急信符

## (6) 発着信者名のない信号(第19条)

発信者名、着信者名のない信号は送信信号所の指揮官〔長〕から受信信号所の指揮官〔長〕にあてたものとする。

## 3 旗流信号法

### (1) TACKの用法(第34条)

TACKの用法は、次の各号に定めるところによる。

ア 2個以上の符字を接続掲揚した場合に錯誤を生ずるおそれのあるときこれらの符字を区別するためその中間にそう入する。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

イ 信号書で特にTACKを使用するように規定されている場合。

## (2) 旗流信号の掲揚(第35条)

旗流信号の掲揚については、次の各号に定めるところによる。

ア 旗流信号は、受信信号所から最も見れ易いところに掲揚し、要すれば同一信号を両舷に掲揚する。

イ 信号が長くて1条の揚旗線に掲揚できない場合には、TACKを入れるところで分割し第36条第2号に定める読み取り順序に掲揚する。

ウ 全部の揚旗線を使用してもなお、掲揚できない場合には2回又はそれ以上に分けて行なうものとする。ただし、この場合には冒頭は連続した信号が終るまで全揚したままとする。

## (3) 旗流信号の掲揚法(第36条)

ア 旗流信号は、ヤードに掲揚するのを例とし、必要に応じてしよ頭及びしよ間索を使用することができる。

イ 2個以上よりなる符字の掲揚法又は読み取り順序は、次のとおりとする。

(ア) 同一揚旗線では、上方から下方へ

(イ) 2条以上の揚旗線を使用するときは次による。

a 同一ヤードでは、右舷外方から内方、外舷外方から内方へ

b 同一しよ間索では、前方から後方へ

c しよ頭、しよ間索ヤードの順

## (4) 信号文の構成要素(第37条)

信号文の構成要素は、冒頭及び本文とする。

### 冒頭の表示法(第38条)

ア 発信者を表示するには、1st SUB旗発信者名を掲揚する。

イ 着信者を表示するには、着信者名を掲揚する。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- ウ 除外者を表示するには、NEGAT 旗除外者名を掲揚する。
- エ 受報者を表示するには、W 旗 TACK 受報者名を掲揚する。
- オ 「以下の信号は、一般情報であり、特定の名称あてもなく応答不要である」を表示するには、2nd SUB 旗を掲揚する。
- カ 「以下の信号は、着信者の行動に関する信号であり、また所在艦艇あての一般情報信号として中継されるべきであり応答を要する。」を表示するには、3rd SUB 旗着信者名を掲揚する。
- キ 「以下の信号は、ACP 148 からとつた信号である」を表示するには 4th SUB 旗を掲揚する。

## (5) 冒頭の省略（第39条）

次の各項に定める場合には、それぞれ当該冒頭を省略するのを例とする。

- ア 発信者及び着信者互に明瞭であるときは、前条(ア)及び(イ)の表示
- イ 隊指揮官乗艦からその隊全般に信号を送るときは、前条(ア)及び(イ)の表示
- ウ 艦隊又は隊群旗艦からその艦隊又は隊群全般に信号を送るときで、錯誤のおそれのないときは、前条(ア)及び(イ)の表示
- エ OTC（戦術指揮官）又は SOPA（所在前任海上指揮官）から全艦船に信号を送るときは、前条(ア)及び(イ)の表示
- オ 中継を要せず直接視認できる OTC に信号を送るときは、前条(イ)の表示
- カ OTC に緊急信号を送るときは前条(イ)の表示

## (6) 交信法（第40条）

交信法は次のとおり。

### ア 起信及び送信

送信信号所は冒頭に続いて所要の本文信号を掲揚する。ただし、冒頭

# HP『海軍砲術学校』公開資料

を省略する場合には単に所要の本文信号のみを掲揚する。

## イ 応信及び解信

- (ア) 受信信号所は、自己にあてた信号を認めたときは、同一信号を半揚して応信し信号の意味を了解したときに全揚する。ただし、護衛艦以下の艦艇にあつては、状況により同一信号に代えて ANSWER 旗を使用することができる。
- (イ) いずれの送信信号所に応信及び解信しているかを明示する必要がある場合には送信信号所名 ANSWER 旗を半揚及び全揚する。
- (ウ) 隊以上の指揮官が指揮下の艦艇又は後任指揮官からの信号に対して応信及び解信を送るときは、ANSWER 旗のみ又は送信信号所名 ANSWER 旗を半揚及び全揚することができる。
- (エ) ANSWER 旗を使用して解信を送つたのち、さらに信号があつた場合には ANSWER 旗を一度半揚し、次の信号を了解したとき再び全揚する。
- (オ) 信号の意味に疑問がある場合又は信号の意味を了解しない場合には ANSWER 旗又は同一信号を半揚したまま、INT 旗又送信信号所名 INT 旗を全揚する。

## ウ 終 信

送信信号所は、受信信号所の解信を認めたときは適當の時機に信号を降下し受信信号所もまた解信を表示した信号を降下する。

## エ 消 信

- (ア) 送信信号所が掲揚中の信号全部を取り消す場合には、NEGAT 旗を別に全揚する。
- (イ) 同一信号所あての 2 以上の信号のうち 1 つを取り消す場合には、NEGAT 旗取り消すべき信号を別に全揚する。
- (ウ) 2 以上の信号所あての信号が同時に掲揚され、その全部を取り消す

# HP『海軍砲術学校』公開資料

場合にはNEGAT旗を別に全揚し、特定の信号所あての信号を取り消す場合には当該信号所名NEGAT旗を別に全揚する。

## オ 訂 正

送信信号所は前号に定めるところにより信号を取り消したのちに、正しい信号を掲揚する。

## カ 発 動

(7) 発信者が信号を発動しようとする場合には送信信号所は掲揚中の当該信号を降下し、受信信号所は送信信号所と同時に解信を表示した信号を降下する。ただし、発動の時機は送信信号所の信号降下時とする。

(イ) 信号書で別に規定する発動については、その定めるところによる。

## (7) 緊急警報信号(第42条)

送信信号所が緊急警報信号を掲揚した場合には、同時に次のことを行なうものとする。

ア 汽笛短6声を吹鳴する。

イ 最も迅速な方法でOTCに報告する。

2 この信号は、同一信号を全信号所が掲揚するものとし、発信者がOTCでない場合には、1st SUB旗発信者名と本文信号はそれぞれ別の揚旗線に掲揚する。

## (8) 速力旗(第43条)

編隊で出入港する場合又はユニット指揮官が速力を指令した場合には、次により航行速力を表示することができる。

ア 速力をノットで示す数字方旗2旗を外側ヤードに半揚する。ただし、停止の場合には~~2~~旗を1旗半揚する。

イ 後進速力は表示しない。 ———▶ 必要な場合 短3声



# HP『海軍砲術学校』公開資料

(例) 停止の場合	信号: 〃
速力8ノットの場合	信号: 〃8
速力26ノットの場合	信号: 26

## 4 発光信号法

### (1) 交信法の区分(第47条)

交信法は、指向性信号交信法及び無指向性交信法に区分する。

### (2) 指向性信号交信法(第48条)

指向性信号交信法は、指向性信号灯を使用する場合及び無指向性信号灯を使用して単一信号所と交信する場合に適用する。

指向性信号交信法は、次により行なう。

ア 受信信号所は送信される語〔符字〕〔略符〕〔交信用略語〕ごとにフラッシュ(長符に近いせん光)を送る。

イ 受信信号所からフラッシュが送られない場合には送信信号所は、再送する。

ウ 送信信号所が送る終信符Kに対して受信信号所が直ちに了解した場合にはRを送り、信号文を検討する場合にはまず、フラッシュを送り検討が終つたときにRを送る。

### (3) 無指向性信号交信法(第49条)

無指向性信号交信法は無指向性信号灯を使用して同時に2以上の信号所と交信する場合に適用する。

無指向性信号交信法においては、フラッシュを使用しないものとする。

### (4) 交信法(第50条)

交信法は次のとおりとする。

ア 起信

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## (7) 指向性信号交信法

次のいずれかにより行なうものとする。

- a 送信信号所は応信を得るまで受信信号所名を連送する。
- b 送信信号所を表示する必要がある場合には応信を得るまで受信信号所名を連送し応信を得たのち、DE送信信号所名を送る。
- c 普通信より上位の緩急指定の信号文を有する場合には、受信信号所名当該緩急指定符を応信を得るまで連送する。

## (4) 無指向性信号交信法

送信信号所は全受信信号所の応信を得るまで受信信号所名(通常一括コールサイン)を連送する。

## イ 応 信

### (7) 指向性信号交信法

次のいずれかにより行なうものとする。

- a 受信信号所は、呼出を認めたときは、Kを連送する。
- b 受信信号所を表示する必要がある場合にはDE受信信号所名Kを送る。
- c いずれの送信信号所に応信しているかを明示する必要がある場合には、送信信号所名K又は送信信号所名DE受信信号所名Kを送る。

### (4) 無指向性信号交信法

受信信号所は、呼出を認めたときは送信信号所が送信を開始するまでKを連送する。

## ウ 送 信

送信信号所は、受信信号所の応信を得たのち、指呼を除く信号文を送信する。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## エ 解 信

受信信号所は、信号文を了解したときはRを送る。ただし、無指向性信号交信法においてはRを連送する。

## オ 発動法

- (ア) 発動法は、後刻発動法及び即時発動法に区分する。
- (イ) 信号文の形式は省略形式とする。
- (ウ) 本文は符字文、平文又は符字文と平文の組合わせたものとする。
- (エ) 後刻発動法は次により行なうものとする。

- a 送信信号所は、指呼に続いて次の送信事項を記載順序に送信して信号の予令を行なう。

I X ( -- — — — )

B T ((省略することができる)) ( — — — — )

本 文

B T ((省略することができる))

発令日時 ((要すれば))

K ( — — — )

- b 受信信号所はRを送る。
- c 送信信号所は、発動の用意ができたならば、指呼((要すれば))に続いて次の送信事項を記載順序に送信して、信号を発動する。

本 文 ((要すれば))

I X ((数回連送))

5秒の長符

A R ( — — — — )

- d 受信信号所は、送信信号所と同時に5秒の長符を送る。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

取消不能



- (4) 即時発動法は、次により行なうものとする。⇒ <sup>主として</sup> TURN, Corp, Sp  
a 送信信号所は、招呼に続いて次の送信事項を記載順序に送信して

信号の予令と発動を同時に行なう。

I X

B T

《省略することができる》

本 文

I M I

( - - - - - )

本 文

B T

《省略することができる》

I X

《数回連送》

5秒の長符

K

- b 受信信号所は、送信信号所と同時に5秒の長符を送る。